

# 令和 8 年度芦川学童保育クラブ業務委託 プロポーザル実施要領

## 1 目的

笛吹市芦川学童保育クラブを利用する児童が安心して過ごせる居場所としてふさわしい環境を整え、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、児童の健全な育成を図るため、本業務を継続的・安定的に遂行する能力及び技術力を有する事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」）を選定する。

## 2 業務委託の概要

### (1) 委託業務の名称

令和 8 年度芦川学童保育クラブ業務委託（債務）

### (2) 委託業務内容

別紙「令和 8 年度芦川学童保育クラブ業務委託仕様書」による。

### (3) 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日

ただし、契約締結の翌日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間は開設準備期間とし、業務の開始準備や支援員の確保を行うものとする。

### (4) 委託料の上限額

令和 8 年度 9,000,000 円

令和 9 年度 9,540,000 円

令和 10 年度 10,113,000 円 以内とする。

（本金額は、プロポーザルのために設定した上限額であり、契約額ではない。）

※放課後児童健全育成事業である本委託業務は、「消費税法基本通達 6-7-5

社会福祉関係の非課税範囲」により非課税。

## 3 契約候補者の選定方法

公募型プロポーザルとする。なお、契約候補者の選定については「令和 8 年度芦川学童保育クラブ業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が行うものとする。

## 4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、業務提案書等の提出時点で次に掲げる要件をすべて満たす事業者とします。なお、業務提案書等の提出後において、要件を満たさなくなった場合も参加を認めません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない法人等であって、同条第 2 項各号の規程に基づく本市の入札制限を受けていない法人等であること。
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)等

の規定に基づき更正または再生手続をしていない法人等であること。

- (3) 法人等の役員又はその長に、笛吹市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第2号に規定する暴力団員に該当する者がいないこと。
- (4) 国税、都道府県税、市町村税を滞納していない法人等であること。
- (5) 令和8年3月31日までに業務実施に係る準備等を完了し、同年4月1日から業務を開始できる法人等であって、仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる法人等であること。

## 5 現地見学会

本プロポーザル参加に当たり、現地見学の希望がある場合は現地見学会を実施する。

### (1) 現地見学会

開催日 令和8年1月16日(金) 13時30分～(30分程度)

### (2) 留意事項

- ア 参加を希望する場合は、令和8年1月13日(火)17時までに「13 担当部署(書類提出先)」に、現地見学会参加申込書(様式第1号)をメールで提出すること。
- イ メール送信後、到達確認の連絡を電話にて必ず行うこと。
- ウ 現地見学会参加申込の締切り後、申込者数に応じて調整を行い、現地見学会参加申込書に記載された担当者宛に電子メールで詳細を通知する。

## 6 参加申込書等の受付

上記「4 参加資格」の要件を満たし、本プロポーザルに参加を希望する者は、次とおり指定する書類を提出すること。

### (1) 提出書類(参加を希望する者)

- ア 参加申込書(様式第2号)
- イ 事業者概要調書(様式第3号)
- ウ 法人役員名簿(様式第4号)
- エ 業務実績調書(様式第5号)
- オ その他事業者の概要が分かる資料(パンフレットなど任意)
- カ 履歴事項全部証明書の写し(発行後3月以内のもの)
- キ 財務諸表(直近2年度分)法人貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書  
※ 株式会社でない場合、法人形態によって作成が義務付けられている決算書類。また、財務諸表もしくは決算書類等の監査報告書、公認会計士・税理士等の専門家が確認したことを証する書類。
- キ 市税について、市の発行する未納がない証明書(本社が笛吹市内の場合)
- ク 消費税及び地方消費税並びに法人税に未納がないことを証明する書類(納稅地を所管する税務署が発行する納稅証明書の様式その3の3)

### (2) 提出期限

令和8年1月20日(火) 17時まで ※期限厳守

(3) 提出方法

- ア 持参又は郵送で紙による。
- イ 郵送による場合は、提出期限内に必着とし、簡易書留郵便等の送付記録の残る方法により送付すること。

(4) 参加を辞退する場合

参加申込書等の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに参加辞退届(様式第6号)を担当課まで持参または郵送で提出すること。

## 7 参加資格審査(書面審査)

上記「6 参加申込書等の受付」において提出された書類をもとに審査を行う。参加資格要件を満たすと認めた者が多数の場合は、提出された書類の審査を行い、3者に選定する。書面審査の結果については、令和8年1月26日(月)までに参加申込書に記載された担当者宛に郵送と併せて電子メールで通知する。

## 8 業務提案書等の提出

参加資格を有する者は、以下の方法により業務提案書等を提出すること。

また、提案は1者につき1提案とし、提出期限以降の業務提案書等の再提出及び差替え等は認めない。なお、審査終了後についても 提出書類の返却は行わないものとする。

(1) 提出方法

上記「6 参加申込書等の受付 (3)」と同じ。

(2) 提出書類

- ア 業務提案書等提出届(様式第8号)
- イ 業務提案書(様式第9号)
- ウ 提案見積書(任意様式)

(3) 業務提案書(様式第8号)には、以下の内容を必ず記載すること。

ただし、次のアからカの項目の内容を満たせば、任意様式も可とする。

ア 運営に対する考え方について

放課後児童健全育成事業を運営するにあたっての考え方について

イ 管理運営について

- (ア) 職員体制及び待遇について(配置数、支援員、補助員、給与等)
- (イ) 勤務体制について(通常期、長期休業日等の配置及び勤務体制)
- (ウ) 職員の人材確保及び育成について(人材の育成方法、研修体制、研修内容、欠員時のバックアップ体制)

(エ) 個人情報保護について

(オ) 苦情解決及び苦情処理体制について

ウ 事業内容について

(ア) 児童の発達に応じた事業内容や活動について

- (イ) 季節事業や体験活動等の内容について
  - (ウ) 支援を要する児童への対応について
  - (エ) 小学校や市との連携、協力について
  - (オ) 児童や保護者の意見を反映していく体制について
  - (カ) 虐待の疑いがある児童への対応について
  - (キ) 地域との連携について
- エ 安全対策及び危機管理体制について
- (ア) 児童の健康管理に関する取組みについて
  - (イ) 事故の防止や安全対策について
  - (ウ) 防災対策及び災害時の対応と体制について
  - (エ) 緊急時における対応と体制について
  - (オ) 施設の衛生管理及び感染症対策について
- オ その他アピールポイントについて
- その他事業実施において、他社と比べて優れているアピールポイントがあれば提案すること。
- (4) 提案見積書（任意様式）
- ア 仕様書で定めた事項や提案内容を実施するために必要な全ての費用を、契約上限金額を超えない範囲で、内訳ごとに内容・数量と併せて記載するとともに、積算内訳書を添付すること。
- イ 人件費については、役職ごとの金額と、その根拠となる積算内訳を必ず明確にすること。
- ウ 見積書のあて先は「笛吹市長」とし、件名は「令和8年度芦川学童保育クラブ業務委託」と記載すること。
- エ 令和7年度中に行う開設準備に係る委託費の請求は不可とする。見積書には、代表者職氏名を記入し押印すること。
- (5) 提出部数
- 正本1部、副本6部
- (6) 提出期限
- 令和8年2月6日（金）17時まで　※期限厳守
- (7) 書類作成上の留意事項
- ア 企画提案書はA4サイズで、両面、横書き、左綴じし、目次及びページを付すこと。また、A3用紙を使用する際はA4版サイズに折り込むこと。
- イ 業務提案書、見積書及び積算内訳書を一冊のA4版フラットファイルにまとめ、書類の項目のインデックスを付して整理すること。
- ウ 評価の公平性を保つため、業務提案書には社名やロゴマーク等の会社を特定できるものは使用しないこと。

## 9 プレゼンテーションについて

- (1) プレゼンテーションは行わない。提出された業務提案書について、最終ページに記載する審査基準に従い、審査委員会において審査を行い、評価基準点(最大評価点の60%)を超えた者を候補者とし、最も得点の高かった候補者を優先交渉権者とする。  
なお、評価基準点が同点の場合は、見積金額の低い事業者を優先交渉権者とする。
- (2) 企画提案書が提出された後の追加資料の配布や使用は認められない。ただし、本市が補正等を求める場合を除く。
- (3) 審査結果は、後日全ての参加者に書面で通知するとともに、笛吹市ホームページに掲載する。

## 10 質疑応答

- (1) 質問方法  
ア 質問書(様式第7号)に記載の上、「13 担当部署(書類提出先)」に記載の電子メールアドレスに、電子メールで送信すること。  
なお、質問書送信時の件名は「【芦川学童保育クラブ業務委託 質問】」とし、質問書の送信後、必ず電話で着信の確認を行うこと。  
イ 面談又は電話での質問は受け付けない。
- (2) 提出期限  
令和8年1月20日(火) 17時必着
- (3) 質問に対する回答  
質問及び回答については、令和8年1月28日(水)までに笛吹市ホームページに掲載する。

## 11 契約の締結

審査の結果、最高得点取得者として決定した者と本業務の契約交渉を行う。優先交渉権者と契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、又は諸事情により契約の締結又は業務の執行が困難となった場合は、次の順位の者と交渉するものとする。

## 12 その他の注意事項

- (1) 本プロポーザルの参加を辞退した者について、これを理由として以後の入札等への不利益な取り扱いは行わない。
- (2) 本プロポーザルに係る経費については、事業者の負担とする。
- (3) 事前準備期間に係る経費については、受託者の負担とする。
- (4) 提出書類は、一切返却しない。
- (5) プロポーザル審査の過程及び採点内容については公表しない。
- (6) 企画提案書等に記載した担当者等は、原則変更できないものとする。  
ただし、やむを得ない理由による変更を行う場合は、変更前に本市の承諾を得なければならない。

### 13 担当部署（書類提出先）

〒406-0031 山梨県笛吹市石和町市部 800 笛吹市役所保健福祉館 1 階  
笛吹市役所 子供すこやか部 子育て支援課 子育て総務担当  
電話 055-261-1904(直通)  
電子メールアドレス [kosodate-somu@city.fuefuki.lg.jp](mailto:kosodate-somu@city.fuefuki.lg.jp)

### 14 選定スケジュール

項目	実施日
公募開始	令和 8 年 1 月 8 日(木)
現地見学会参加申込受付期間	令和 8 年 1 月 8 日(木)～令和 8 年 1 月 14 日(水)
現地見学会	令和 8 年 1 月 16 日(金)
質問書の受付期間	令和 8 年 1 月 8 日(木)～令和 8 年 1 月 20 日(火)
参加申込書等の受付期間	令和 8 年 1 月 8 日(木)～令和 8 年 1 月 20 日(火)
参加資格審査結果通知	令和 8 年 1 月 26 日(月)
質問書に対する回答	令和 8 年 1 月 28 日(水)
業務提案書等の提出期間	令和 8 年 1 月 26 日(月)～令和 8 年 2 月 6 日(金)
業務提案書審査 (審査委員会)	令和 8 年 2 月中旬
選定結果通知	令和 8 年 2 月下旬
契約締結	令和 8 年 3 月上旬

**【候補者選定審査基準】**

審査項目	審査内容	点数
運営に対する考え方について	①放課後児童健全育成事業を運営するにあたっての考え方について	10
管理運営について	①職員体制及び処遇について (配置数、支援員、補助員、給与等)	20
	②勤務体制について (通常期、長期休業日等の配置及び勤務体制)	
	③職員の人材確保及び育成について (人材の育成方法、研修体制・研修内容、欠員時のバックアップ体制)	
	④個人情報保護について	
	⑤苦情解決及び苦情処理体制について	
事業内容について	①児童の発達に応じた事業内容や活動について	20
	②季節事業や体験活動等の内容について	
	③支援を要する児童への対応について	
	④小学校や市との連携、協力について	
	⑤児童や保護者の意見を反映していく体制について	
	⑥虐待の疑いがある児童への対応について	
	⑦地域との連携について	
安全対策及び危機管理体制について	①児童の健康管理に関する取組みについて	15
	②事故の防止や安全対策について	
	③防災対策及び災害時の対応と体制について	
	④緊急時における対応と体制について	
	⑤施設の衛生管理及び感染症対策について	
その他アピールポイントについて	その他事業実施において、他社と比べて優れているアピールポイント	10
見積金額	提案見積額	15
業務実績	令和3年度以降に地方公共団体において、放課後児童健全育成事業を受託した実績	10
計		100